

岐阜県外国人患者受入体制整備協議会設置要綱

(目的)

第1 外国人患者が安心・安全に医療機関を受診できるよう、医療機関における受入体制を整備するために必要な事項について協議を行うため、岐阜県外国人患者受入体制整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 外国人患者を受け入れる医療機関の整備
- (2) 外国人患者の受入に係る課題
- (3) 関係機関の連携強化
- (4) その他必要な事項

(組織等)

第3 協議会は、医療関係団体、医療機関、行政機関等で健康福祉部長が必要と認めるものにより構成するものとする。

- 2 協議会には、座長を置く。
- 3 座長は、協議会の進行を行う。

(協議会の招集)

第4 協議会は、必要に応じ県が招集する。

(庶務)

第5 協議会の庶務は、岐阜県健康福祉部医療整備課において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、岐阜県が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。